

## 平成 26 (2014) 年度 「公害総論」

問 13 PRTR 法に関する記述として、誤っているものはどれか。

- (1) 化学物質を管理し評価することを目的として、国際的に導入が勧告されたものである。
- (2) 様々な排出源から排出又は移動される化学物質の量を、毎年登録させる制度である。
- (3) 企業にとっては、排出量の削減や環境への配慮に対する評価手段として有効な制度である。
- (4) 第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質が、ある濃度基準以上に含まれる製品の製造・使用者に対し、安全データシートの作成を義務付けている。
- (5) 環境中での検出状況、環境リスク評価結果等を踏まえて、第1種指定化学物質と第2種指定化学物質が指定されている。

### (誤問の内容)

PRTR 法の概要のうち、「SDS は、製造者、使用者だけでなく、取り扱う者も SDS 提供義務がある。また、安全データシートの「作成」ではなく「提供」を義務付けている。」ことを理解しているかを問う設問として出題した。

選択肢(2)の「様々な排出源から排出又は移動される化学物質の量を、毎年登録させる制度である。」は正しい解として問題を作成したが、運用としては登録させる制度で誤りではないが、登録という語は法律上記述がなどため誤解を与える表現になっていた。結果として、本来の正解、選択肢(4)に加え選択肢(2)も誤りの記述となり、正解の選択肢が二つ存在することになった。

### (措置)

誤りの記述の選択肢を選ぶ問題だが、選択肢(2)及び(4)のどちらも誤りの記述のため、(2)及び(4)の解答を正解とする。